

越生町観光協会ホームページの広告掲載に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、越生町観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで観光協会が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦100ピクセル×横250ピクセルとする。

(掲載期間)

第4条 広告掲載の期間は、原則として1月単位とし、最長12月以内とする。

(掲載期間の延長)

第5条 広告掲載期間内に、観光協会の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、観光協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額4,000円とする。

(広告内容)

第7条 広告の内容及びデザイン等については、ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、観光協会と調整してから掲載するものとする。

(所管)

第8条 ホームページの有料広告掲載に係る事務の所管は、越生町観光協会事務局とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。